

# レンタル契約書

株式会社ビー・ポイント(以下「甲」という)と借主\_\_\_\_\_ (以下「乙」という)は、甲の所有するフラッシュメディアボックスノポップ(以下「商品」という)に関して、以下の通り賃貸借契約を締結した。

## 第1条(目的)

甲は乙に対し商品及びその商品の付属品、部品を貸出し、乙はこれを借受け、甲・乙各々本契約の定めに従うことを約した。

## 第2条(設置場所)

甲は、商品等を乙が経営し、かつ乙の指定する場所に設置するものとする。

## 第3条(善管義務)

乙は、商品等を善良なる管理者としての注意義務をもって使用・管理し、第三者による甲の所有権の侵害を防止するものとする。

## 第4条(費用)

- 甲は商品の輸送、設置、交換等に要する費用ならびに乙の通常使用によって生じた商品の故障修理費を負担するものとする。
- 乙は商品の使用、管理に要する費用を負担するものとする。

## 第5条(善管義務違反)

乙は、乙もしくはその使用人が故意または過失によって、あるいは乙が第3条に定めた管理義務を怠ったために、甲の所有する商品を損傷、滅失が生じた場合は損害を賠償するものとする。

## 第6条(契約期間)

- 契約期間は、平成\_\_年\_\_月\_\_日より、平成\_\_年\_\_月\_\_日までとする。  
但し、契約満了日の1か月前までに、甲または乙から商品の撤去の申し出がない限り、本契約は向こう1年間自動的に更新するものとする。  
以降の更新においても同様とする。
- 契約期間中であっても、甲・乙協議の上、合意した場合は、本契約を解除できるものとする。  
尚、甲・乙それぞれ理由によって契約解除する場合は、1か月前の予告を必要とする。

## 第7条(禁止事項)

乙は、本契約期間中に下記の行為を行ってはならない。

- 甲の事前承認なしに、商品の設置場所を指定の場所(店舗)以外に移転させる行為。
- 商品が甲の所有であることを表示した添付シール等、毀損する行為。
- 商品の原状を変更したり、他に、売却、譲渡、貸与、または担保の目的に供する等々、甲の権利を侵害する行為。
- 甲以外の第三者を通して、同種商品の設置を認める行為。

## 第8条(通知義務)

乙は、下記の場合、事前または事故発生後、直ちに甲に連絡するものとする。

- 店舗事務所等を変更するとき。
- 法人の場合、代表者、商号、本店所在地等を変更する場合、または解散する場合。
- 手形、または小切手の不渡りを出した場合。
- 第三者が商品に対して、差押え等の強制執行または無断で搬出する等、甲の所有権を侵害し、またはその疑いのある場合。尚、この場合、乙は商品が甲の所有であることを契約書提示等により証明し、商品を保全しなくてはならない。

## 第9条(契約の解除)

- 甲および乙は、相手方に下記の事由が発生した場合、何ら催告をすることなく本契約の全部または一部を解除することができる。
  - 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算手続開始の申したてがあったとき。
  - 手形交換所の取引停止を受けたとき。
  - 仮差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - 住所、連絡先の変更の届け出を怠るなど、その責に帰すべき事由により、所在が不明になったとき。
- 甲および乙は、相手方に下記の事由が発生した場合、相当な期間を定めて催告をした後、なおもかかる不履行が是正されないときは、本契約の全部または一部を解除することができる。
  - 相手方がその責に帰すべき事由により本契約の責務を履行しないとき。
  - 乙の営業内容が公序良俗に反するとの風評があり、その信頼関係を著しく毀損するとき。

## 第10条(損害賠償)

甲及び乙は、本契約の違反により、損害を被ったときは、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

## 第11条(地位の譲渡および担保提供)

甲および乙は、本契約上の地位および本契約に基づく一切の権利、義務を、第三者に譲渡し、もしくは担保の目的に供してはならない。

## 第12条(メンテナンス)

- 甲は、乙より商品の故障の連絡を受けた場合、7営業日以内に修復に努めなければならない。
- 乙は、甲に商品の部品(鍵等)を預け、トラブル等に甲が迅速に対応できるようにする。

## 第13条(管轄合意)

本契約に関する訴訟、及び調停の管轄は甲の本店所在地を管轄する裁判所とする。

## 第14条(疑念解決)

本契約に定めのない事項、及び本契約の規定に関して生じた疑義については、双方信義則に基づき協議解決するものとする。また、協議が調わな  
いときは、民法等法令の規定に従うものとする。

## 第15条(レンタル金額)

\*(消費税抜き価格)

		料 金	適 応	台 数	合計金額
初期費用		¥35,000		1	¥35,000
レンタル料	長期契約(月額料金)	¥10,000		1	¥10,000
	短期(日割料金)	¥10,000			¥0
	静止画スライドショー				
映像制作費 (交通費別途)	1シーン	¥30,000			¥0
	1カット	¥10,000			¥0
	動画	¥100,000			¥0
マグネットシート制作費		¥20,000			¥0
コンパクトフラッシュへの変換		¥20,000			¥0
初回合計金額					¥45,000
月額レンタル金額					¥10,000

本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印の上、甲・乙各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 〒231-0015  
横浜市中央区尾上町1-4-1 関内 STビル 10F  
社 名 株式会社ビー・ポイント  
代表者 代表取締役 松本 洋三 印

乙 住 所

社 名

代表者 印